

## 専門職大学設置基準等と専門職大学（リハビリテーション分野）評価基準との対比表 (一般社団法人 専門職高等教育質保証機構)

### 1. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大学評価基準が、・・・専門職大学に係るものにあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、それぞれ適合していること。</li> </ul>	以下、専門職大学設置基準との対比表を参照。
<p>二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。</p>	<p>すべての領域・基準（基準I-1～基準VII-4）（評価基準要綱 pp. 5-9）</p> <p>本評価は「専門職大学の教育研究水準の維持向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ことを目的として実施するものであり、評価実施にあたっては、専門職大学の個性や特徴が十分発揮できるように、専門職大学が有する「目的」を踏まえて行われる。その方針にしたがって7領域 28 基準が設定されている。（評価基準要綱 はじめに p. i）</p>
<p>3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</li> <li>イ 教育研究実施組織等に関すること。</li> </ul>	<p>領域III 教育研究実施組織（基準III-1～基準III-2）（評価基準要綱 p. 7）</p>

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。	領域II 教育課程および教育方法（基準II-1～基準II-8）（評価基準要綱 pp. 5-6） 教育課程連携協議会については、基準II-8で評価する。（評価基準要綱 pp. 5-6）
ハ 施設及び設備に関すること。	領域V 学修環境（基準V-1～基準V-3）（評価基準要綱 p. 8）
ニ 学修の成果に関すること（進路に関するなどを含む。）。	領域I 専門職大学の目的および学修成果（基準I-1～基準I-2） 学修成果については「重点評価項目」に定められている。（評価基準要綱 p. 5）
ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。	上記に掲げるもののほか、教育研究活動について、「領域IV 財務運営、管理運営および情報公表（6基準）」（評価基準要綱 pp. 7-8） 「領域VI 学生受入および定員管理（3基準）」（評価基準要綱 pp. 8-9） 「領域VII 内部質保証（4基準）」（評価基準要綱 p. 9）により評価する。このうち、領域VII 内部質保証の3基準が「重点評価項目」が定められている。

## 2. 専門職大学設置基準

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<b>第一章 総則</b> (趣旨) 第一条 1～2（略） 3 専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	専門職大学が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価する。（評価基準要綱 p. 9） 領域VII 内部質保証（下記の3基準を「重点評価項目」に定められている） 基準VII-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。 基準VII-2 内部質保証のための手順が明確に規定され、適切に実施されてい

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
	<p>ること。</p> <p>基準VII-3 内部質保証が有効に機能して、教育研究等の改善・向上が図られていること。</p> <p>改善状況の継続的確認：「専門職大学評価基準に適合している」と判断された専門職大学で「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況を適宜確認する。（評価基準要綱 p. 12）</p>
(教育研究上の目的) 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	基準 I-1 リハビリテーション分野専門職大学が担う使命に則して、専門職大学の目的が、適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の養成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。専門職大学の目的が、専門職学士課程ごとに適切に設定され、養成しようとする人材像その他の教育研究上の方向性を明示していることを確認する。（評価基準要綱 p. 5）
(入学者選抜) 第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 (略)	<p>領域VI 学生受入および定員管理（評価基準要綱 p. 8）</p> <p>基準VI-1 入学者受入方針が明確に定められていること。リハビリテーション分野専門職大学の理念、目標および育成しようとする人材像に則して、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた入学者受入方針が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断する。</p> <p>基準VI-2 入学者の受入が適切に実施されていること。学生受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、入学者受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断する。</p>
第二章 教育研究上の基本組織 (学部) 第四条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教	<p>領域III 教育研究実施組織（評価基準要綱 p. 7）</p> <p>基準III-1 教育研究実施組織が、リハビリテーション分野専門職大学が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
員数その他が学部として適當であると認められるものとする。	な教員が適切に配置されていること。 自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」（自己評価実施要項 pp. 38-39）を確認して判断する。
(学科) 第五条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 (略)	同 上
(課程) 第六条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	同 上
(学部以外の基本組織) 第七条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該専門職大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。 一 教育研究上適當な規模内容を有すること。 二 教育研究上必要な教育研究実施組織、施設、設備その他の諸条件を備えること。 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。 2～3 (略)	同 上 領域V 学修環境（評価基準要綱 p. 8） 基準V-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。必要な施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）および自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して、適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断する。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断する。 領域III 教育研究実施組織（評価基準要綱 p. 7） 基準III-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。
<b>第三章 収容定員</b> 第八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定	領域VI 学生受入および定員管理（評価基準要綱 p. 8）

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>基準VI-3 在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。 自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 p. 38）</p>
<p><b>第四章 教育課程</b></p> <p>(教育課程の編成方針)</p>	<p>領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）</p>
<p>第九条 専門職大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>基準II-3 教育課程の編成および授業科目の内容が、協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたリハビリテーション専門職育成をめざして、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、体系的かつ相応しい水準であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況および実習・実技の実施状況をシラバスの記載内容等から確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令等（言語聴覚士養成施設指定規則あるいは理学療法士作業療法士養成施設指定規則）に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。</p>
<p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第十条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）</p> <p>基準II-9 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められているか否かを判断す。また、教育課程連携協議会の構成員や開催状況が適切か否かを議事要旨等から判断するとともに、議論内容の反映状況を確認する。</p>
<p>(連携開設科目)</p> <p>第十一条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合に</p>	<p>領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）</p> <p>基準II-3 協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたリハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>は、第九条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十三条において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一～二（略）</p> <p>2～3（略）</p>	<p>の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合すること。</p> <p>連携開設科目についても、上記の基準で評価する。</p>
<p>（教育課程の編成方法）</p> <p>第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>基準II-6の「分析観点II-6-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）・方法（現地調査、事例研究等）が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。」において、授業科目一覧およびシラバスにより確認する。 （自己評価実施要項 p. 20）</p>
<p>（専門職大学の授業科目）</p> <p>第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>同 上</p>
<p>（単位）</p> <p>第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>同 上</p>
<p>（一年間の授業期間）</p> <p>第十五条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>基準II-6の「分析観点II-6-3 単位の実施化への配慮がなされていること。」において、35週確保されていることを確認する。（自己評価実施要項 p. 21）</p>
<p>（各授業科目的授業期間）</p> <p>第十六条 各授業科目的授業は、十分な教育効果を上げることができるように、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>上記分析観点II-6-3において、シラバス、学生便覧、授業科目案内、履修要項等により確認する。（自己評価実施要項 p. 21）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
(授業を行う学生数)  第十七条 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。	上記分析観点II-6-1において、ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認するために、開設授業科目一覧および各授業科目の受講者数の資料を求めている。（自己評価実施要項 p. 20）
(授業の方法)  第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。  2～4（略）	領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）  基準II-6 リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習、インターンシップ等）・方法（事例研究等）、学修指導法等が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、採用されていること。
(成績評価基準等の明示)  第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。  2（略）	分析観点II-6-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）・方法（現地調査、事例研究等）が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。  (自己評価実施要項 p. 20)  分析観点II-7-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。（自己評価実施要項 p. 22）
(昼夜開講制)  第二十条 専門職大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。	昼夜開講制が実施されている場合には、分析観点II-6-1において、その実施状況を確認する。（自己評価実施要項 p. 20）
<b>第五章 卒業の要件等</b>	
(単位の授与)  第二十一条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）  基準II-7 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
(履修科目の登録の上限) 第二十二条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 (略)	上記分析観点II-6-3において、履修登録の上限設定（CAP制度）の実施状況を確認する。（自己評価実施要項 p. 21）
(連携開設科目に係る単位の認定) 第二十三条 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。	「分析観点II-7-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。」において、その実施状況を確認する。（自己評価実施要項 pp. 22-23）
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等) 第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあっては四十六単位（第三十条第五項の規定により修了の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職大学の前期課程（以下「夜間等三年制前期課程」という。）にあっては、三十単位））を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 (略)	同 上
(大学以外の教育施設等における学修) 第二十五条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができ	同 上

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p>	
<p>第二十六条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>同 上</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p>	<p>分析観点 II-6-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。（自己評価実施要項 p. 21）</p>
<p>(科目等履修生等)</p> <p>第二十八条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p>	<p>同 上</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。</p> <p>一 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。</p>	<p>領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）</p> <p>基準II-8 卒業認定・学位授与方針に則して、卒業要件が策定され、公正な卒業認定が実施されていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。</p>	
<p>三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。</p>	<p>臨地実務実習については、下記の基準II-4において評価している。          領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）          基準II-4 リハビリテーション分野の人材育成目標に則した臨地実務実習の管理運営体制が整備され、適切に運用されていること。</p>
<p>2～3（略）</p>	
<p>（前期課程の修了要件）</p> <p>第三十条 専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号にいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。</li> <li>二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上</li> </ul>	<p>領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6）          基準II-7 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>を修得すること。</p> <p>三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができる</p> <p>こと。</p> <p>2～5（略）</p>	
<p><b>第六章 教育研究実施組織等</b></p> <p>(教育研究実施組織等)</p> <p>第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2～7（略）</p>	<p>領域III 教育研究実施組織（評価基準要綱 p. 7）</p> <p>基準III-1 教育研究実施組織が、ファッションビジネス分野専門職大学が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）</p>
<p>(授業科目の担当)</p> <p>第三十二条 専門職大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>同 上</p>
<p>(授業を担当しない教員)</p> <p>第三十三条 専門職大学には、教育研究上必要があるときは、授業を</p>	<p>領域III 教育研究実施組織（評価基準要綱 p. 7）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
担当しない教員を置くことができる。	基準III-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。
(基幹教員数) 第三十四条 専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。	領域III 教育研究実施組織（評価基準要綱 p. 7） 基準III-1 教育研究実施組織が、ファッションビジネス分野専門職大学が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。 自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）
(実務の経験等を有する基幹教員) 第三十五条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。 2～3（略）	上記の基準III-1 および「専門職大学現況票」「教育研究実績票」を確認して判断する。実務家教員については、過去5年間の実務経験の記述を求めている。（自己評価実施要項 pp. 38-39）
(組織的な研修等) 第三十六条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2～3（略）	領域IV 組織運営、管理運営および情報公開（評価基準要綱 pp. 7-8） 基準IV-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。 領域VII 内部質保証（評価基準要綱 p. 9） 基準VII-4 分析観点VII-4-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。
<b>第七章 教員の資格</b> (学長の資格)	自己評価書とともに提出される「教育研究実績票」（自己評価実施要項

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
第三十七条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。 (教授の資格)	p. 39) および専門職高等教育質保証機構が独自に収集する資料（評価基準要綱 p. 11）に基づいて判断する。
第三十八条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一～六（略）	同 上
(准教授の資格)	
第三十九条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一～五（略）	同 上
(講師の資格)	
第四十条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一～二（略）	同 上
(助教の資格)	
第四十一条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一～三（略）	同 上
(助手の資格)	
第四十二条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一～二（略）	認証評価時に当該者の履歴を確認し、判断する。
第八章 校地、校舎等の施設及び設備等 (校地)	

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>第四十三条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>領域V 学修環境（評価基準要綱 p. 8、自己評価実施要項 p. 30）</p> <p>基準V-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>分析観点V-1-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。</p> <p>分析観点V-1-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>分析観点V-1-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 p. 38）</p>
<p>（運動場、体育館その他のスポーツ施設）</p> <p>第四十四条 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>領域V 学修環境（評価基準要綱 p. 8、自己評価実施要項 p. 29）</p> <p>基準V-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>分析観点V-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 p. 38）</p>
<p>（校舎）</p> <p>第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>同 上</p>
<p>（校地の面積）</p> <p>第四十六条 専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿</p>	<p>同 上</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(校舎の面積)</p> <p>第四十七条 校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第六十条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあっては、第六十条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。</p> <p>(教育研究上必要な資料及び図書館)</p> <p>第四十八条 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p>	<p>同 上</p> <p>領域V 学修環境（評価基準要綱 p. 8、自己評価実施要項 p. 30）      基準V-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。      分析観点V-1-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。      分析観点V-1-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
2～3（略）	等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。 自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 p. 38）
（附属施設）  第四十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける専門職大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。（以下、省略）	同 上
2（略）	
（実務実習に必要な施設）  第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。	同 上  領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6） 基準II-4 ファッションビジネス分野の人材育成目標に則した臨地実務実習の管理運営体制が整備され、適切に運用されていること。
（機械、器具等）  第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	領域V 学修環境（評価基準要綱 p. 8） 基準V-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT 環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）  第五十二条 専門職大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	同 上
（教育研究環境の整備）  第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
(専門職大学等の名称) 第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。 2 (略)	
<b>第九章 共同教育課程に関する特例</b> (共同教育課程の編成) 第五十五条 二以上の専門職大学は、その専門職大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の教育課程（専門職大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。（以下、省略） 2～3 (略)	共同教育課程が実施されている場合には、基準II-6 分析観点II-6-1(自己評価実施要項 p. 20) あるいは基準II-6 分析観点II-7-5(自己評価実施要項 pp. 22-23)において、その実施状況を確認する。
(共同教育課程に係る単位の認定) 第五十六条 構成専門職大学は、学生が当該構成専門職大学のうち一の専門職大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学のうち他の専門職大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれのみなすものとする。	同 上
(共同学科に係る卒業等の要件) 第五十七条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修	同 上

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>により三十一単位以上を修得することとする。</p> <p>2～6（略）</p>	
<p>（共同教育課程に係る基幹教員数）</p> <p>第五十八条 共同学科に係る基幹教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別基幹教員数」という。）以上とする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>同上</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）</p>
<p>（共同学科に係る校地の面積）</p> <p>第五十九条 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超えるかつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。</p>	<p>同上</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）</p>
<p>（共同学科に係る校舎の面積）</p> <p>第六十条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「専門職大学別校舎面積」という。）以上とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>同上</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）</p>

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>(共同学科に係る施設及び設備)</p> <p>第六十一条 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。</p>	<p>同 上</p> <p>自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）</p>
<p><b>第十章 国際連携学科に関する特例</b></p>	
<p>(国際連携学科の設置)</p> <p>第六十二条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第六条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。</p>	<p>国際連携学科が実施されている場合には、基準II-6 分析観点II-6-1（自己評価実施要項 p. 20）あるいは基準II-7 分析観点II-7-5（自己評価実施要項 pp. 22-23）において、その実施状況を確認する。</p>
<p>2～3（略）</p>	
<p>(国際連携教育課程の編成)</p> <p>第六十三条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。</p>	<p>同 上</p>
<p>2（略）</p>	

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
(共同開設科目) 第六十四条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。 2 (略)	同 上
(国際連携教育課程に係る単位の認定) 第六十五条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。	同 上
(国際連携学科に係る卒業等の要件) 第六十六条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。 2～5 (略)	同 上
(国際連携学科に係る基幹教員数) 第六十七条 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一つの国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。	同 上 自己評価書とともに提出される「専門職大学現況票」および「教育研究実績票」を確認して判断する。（自己評価実施要項 pp. 38-39）
(国際連携学科に係る施設及び設備) 第六十八条 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができる	同 上

専門職大学設置基準	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
できるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。	

### 3. 専門職大学に関し必要な事項を定める件

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
第一条 専門職大学設置基準第十一条第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。	一 (準用規定のため)
第二条 専門職大学設置基準第十一条第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。	一 (準用規定のため)
第三条 専門職大学設置基準第十八条第二項に基づき、専門職大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十一号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第一項」と「大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職大学設置基準第二十八条」と読み替えるも	一 (読み替え規定のため)

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
のとする。	
第四条 専門職大学設置基準第十八条第四項の規定に基づき、専門職大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第四十三号（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第二十五条第四項」とあるのは「専門職大学設置基準第十八条第四項」と読み替えるものとする。	— (読み替え規定のため)
第五条 専門職大学設置基準第二十五条第一項の規定に基づき、専門職大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学において大学教育」とあるのは「専門職大学において専門職大学教育」と、「第八十三条に規定する大学」とあるのは「第八十三条の二第一項に規定する専門職大学」と読み替えるものとする。	— (読み替え規定のため)
第六条 専門職大学設置基準第二十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。（以下省略）	領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6） 基準II-7 分析観点II-7-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。（自己評価実施要項 pp. 22-23）
第七条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 一～五（略）	領域II 教育課程および教育方法（評価基準要綱 pp. 5-6） 基準II-4 ファッションビジネス分野の人材育成目標に則した臨地実習の管理運営体制が整備され、適切に運用されていること。

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>2 (略)</p> <p>第八条 専門職大学設置基準第六十二条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十二条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>— (読み替え規定のため)</p>
<p>第九条 専門職大学設置基準第六十三条第二項の規定（同令第六十九条により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十三条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第六十九条」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>— (読み替え規定のため)</p>
<p>第十条 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職</p>	<p>— (読み替え規定のため)</p>

専門職大学に関し必要な事項を定める件	専門職大学（リハビリテーション分野）認証評価基準
<p>大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第四十六条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。</p>	<p>一 （読み替え規定のため）</p>